

「原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等
に関する認定に係る面談」における議事要旨

1. 日時: 令和3年6月24日(木)、13:00~15:10

2. 場所: 原子力安全人材育成センター 20階会議室

3. 出席者

原子力安全人材育成センター

大向センター副所長※、青木規制研修課長、浦野上席指導官、小川上席指導官、
正岡管理官補佐、三善係員、伊藤(壽)技術参与※、上田技術参与※、岡崎技術参与※、
加藤技術参与※、小泉技術参与※、小原技術参与※

※: Web による出席

認定課程設置者(東京大学大学院工学系研究科原子力専攻)※

専攻長 他9名

※: Web による出席

4. 資料

- (1) 原子炉主任技術者試験認定基準適合状況確認表(第1回送付版)(回答)
- (2) 核燃料取扱主任者試験認定基準適合状況確認表(第1回送付版)(回答)
- (3) 「核燃料取扱主任者試験の認定課程に係る確認申請書」中の記載の意味合いの確認

5. 議事要旨

- (1) 認定課程設置者である東京大学より、令和2年12月4日付けをもって、原子力規制委員会あて「原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験の一部免除に係る認定確認申請書」が提出された。(申請書受理日は令和2年12月10日)
- (2) 原子力安全人材育成センターは、上記(1)の申請の内容について、評価基準に照らして確認事項を整理し、令和3年3月2日付けをもって、東京大学に送付した。
- (3) 東京大学より、令和3年6月4日付けをもって、4. 資料(1)、(2)及び(3)のとおり、上記(2)の確認事項に対する回答が原子力安全人材育成センターあて送付された。
- (4) 上記(3)の回答に関する原子力安全人材センターと東京大学間の面談(Web)を実施した。同面談の要旨を以下に示す。

(注: 下記の③要旨中、「○」は原子力安全人材センターの確認要旨、「●」は認定課程設置者の説明要旨)

5-1

- ① 確認対象箇所: 4. 資料(1)、1頁、中欄1番上のセルの確認事項に対して示された回答
- ② 確認対象箇所に係る評価基準
原子炉主任技術者試験の認定基準 1. 教員組織に関する事項、(1)教員に関する基準、①対象授業科目のうちいずれかの科目の教員に原子炉主任技術者免状を有する者を含むこと。
- ③ 要旨
○ 原子炉主任技術者免状を有する者が1名となっていることについて、同者は将来的に定

年退職することとなるが、十分に余裕をもって人事を進めることとしており、支障をきたすことはないとの回答に関し、不測の事態が生じた場合の対応方針についても説明すること。

- 本郷のシステム創成学専攻に原子力専攻を兼務し、認定課程の内容を熟知した原子炉主任技術者免状を有する教員が1名おり、不測の事態が生じた場合でも評価基準を満足する教員組織が確保できる。

5-2

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、1頁、中欄上から3番目のセル / 4. 資料(2)、中欄上から3番目のセルの確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者試験の認定基準 1. 教員組織に関する事項、(1)教員に関する基準、①対象授業科目のうちいずれかの科目の教員に主任技術者免状を有する者を含むこと。

③要旨

- IAEA のピアレビューを受けた際の各教科担当の専門性及び各研修における所要時間などを提示あり。これらデータに関し、最新の講義・演習、実習の対応時間及び内訳についても提示すること。
- 回答の参考資料として2017年に IAEA のレビューを受けた際に提出したものを添付している。また、原子力専攻における各課目の時間割と総合研修、個人学習及び OJT についてどれだけの時間を割いているかを参考資料として示した。この資料自体は2017年のピアレビューのものとは異なるが、回答した。

5-3

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、1頁、中欄② / 4. 資料(2)、核取、2頁、中欄②の確認事項に呈して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験の認定基準 1. 教員組織に関する事項、(1)教員に関する基準、②教員の資質向上に関する仕組み及び計画を有していること。

③要旨

- 2020年の実績の教員研修会にてオンラインを導入したことにより参加人数が増えているとの回答あり。昨年は新型コロナウイルス感染症対策が講じられたところ、それ以前において、教員研修会の参加人数が少ない状況が見られていた際にどのような評価・改善がなされてきたか説明すること。
- 申請書にて説明している研修は、東海村の近隣の機関で実施されているものを含めてリスト化しているので、参加人数が0となっているものもあることは致し方ないところ。
しかし、原子力専攻としては、できるだけ研修への参加人数を増やしていくとの意思を持っており、研修がある都度、教員会議、専攻の打合せ会などで、また、メールでも周知している。また SD(技術系スタッフ)についても同様の周知を行って、研修会への参加人数を増やす努力を行ってきている。

各位多忙ということから参加人数が増えていなかったというのが、これまでの状況だが、昨年来オンラインによる研修が増えてきており、出席し易くなり、参加人数が増えてきている状況にある。

5-4

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、3頁、中欄⑧／4. 資料(2)、核取、3頁、中欄⑧の確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験の認定基準、1. 教員組織に関する事項、(1)教員に関する基準、②教員の資質向上に関する仕組み及び計画を有すること。

③要旨

- 最新の知見のスクリーニングについて、原子力専攻及び原子力国際専攻の教員、外部専門家による知見の提供をもとに分析・抽出をおこなっているとの回答あり。このスクリーニングに関する以下の点について説明すること。

- ✓ 責任者、実施者等

- ✓ 実施頻度

- ✓ 分析・抽出結果の判定方法(判定の基準、会議体 or 責任者による判定など)

- 原子力専攻の教員会議において検討している。その中では、電気協会の原子力規格委員会、原子力学会標準委員会、機械学会などの活動を行っている教員がおり、様々な知見を得ることができ、特に民間規格に関しては、強いアンテナを広げていて情報収集がきている。

また、責任者としては常務委員が担当している。スクリーニングは教員会議において検討し、決めていくという体制となっている。

実施頻度については、教員会議の開催は定期的だが、スクリーニングについて(年)何回というのは少し難しいところがある。ただし、原子力専攻の中でフォローアップ講演会(SD・FD 研修を含む(年1回))、原子力特別講義(年5回)を実施しており、その講演者やテーマ(の選定)にて、最新の知見を収集・抽出をしている。

- 国家試験の免除に係る課程の中で、免除するにふさわしい教育内容かどうかということが確認の基準となる。教育内容が基準で求めているものとなっているかどうかということについては、テキストを見れば効率的に確認できるようなこともあると思われるので、場合によってはテキストを閲覧させていただくことについて如何か。例えば、福島第一原子力発電所(1F)の事故の反映で、シビアアクシデントが安全規制の対象となり、当然原子炉主任技術者の保安監督の中にそれが入ってきており、原子炉主任技術者試験の範囲にもそれが入ってきている。前回の認定課程確認の時期は、1F 事故から5年という時期だったが、それからさらに5年を経て教育内容がさらに充実しているところは確認したいと考えている。

- 一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定の際には、認定委員は現地にて講義資料を閲覧可とする対応をした。希望があれば、それに準ずる形で対応したい。

5-5

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、5頁、中欄一番下の「・」／4. 資料(2)、核取、5頁、中欄上から3番目のセルの確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験の認定基準、2. 授業科目及び授業の方法に関する事項、(1)授業科目に関する基準

③要旨

- 令和2年度は、(新型コロナウイルス感染症対策により)、5月までは対面式の講義演習を全て禁じる措置をとったため、4、5月はオンラインで実施し、実験・実習1は6月以降に実施した。ただし、入れ替えのみで講義時間数や実験項目などについては変更ないとの回答あり。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、年間スケジュールの見直しは行ったが、カリキュラムの削除や中止はなかったという理解でよいか。
- 令和2年度の前半は、特に新型コロナウイルス感染症対策を講じたことによりスケジュールを変更した。これは原子力専攻に新型コロナを持ち込むわけにはいかないということと同時に、協力をいただいている日本原子力研究開発機構など様々な機関に対して影響をもたらすことは絶対に避けたいということから、そのように対応した。
- 本事項については、評価基準への適合性確認の観点から、「令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策によって、認定課程の所期の目的の達成への影響の有無を確認する必要がある。」と考えていることから、回答の内容については、申請書に反映すること。

5-6

- ①確認対象箇所: 4. 資料(1)、6頁、中欄上から2つ目の「○」/ 4. 資料(2)、核取、5頁、中欄下から2つめのセルの確認事項に対して示された回答
- ②確認対象箇所に係る評価基準
原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験の認定基準、2. 授業科目及び授業の方法に関する事項、(1)授業科目に関する基準
- ③要旨
- 福島学等については、炉主任等の認定に際して重要な科目である一方で、必須科目は国家資格の認定とは別の概念である旨回答あり。
資料4-5中、炉主任試験認定課程に係る対象授業科目については、学位授与に係る必須及び選択の別にかかわらず、履修対象との理解で良いか。
前項理解で良とした場合、福島学は「○」となっているが、「福島学演習」には「○」となっていないのはなぜか。(シラバス上は、「7. 他の講義との関連」の記載において、福島学では「福島学演習を受講すること」、福島学演習では「福島学を受講すること」とされている。)
- 前回の認定確認において、福島学を認定科目にすべきではないかというサジェスションがあり、持ち帰り議論した結果、福島学を認定科目に掲げている。質問のとおり、福島学演習は福島学とリンクしているが、基本的には現状福島学は認定課目に入っている。福島学演習は基本的に合格・不合格というような直接の点数としての対応には入れていない。もちろん専攻としては、福島学演習もとってもらいたいと思っている。
- 福島学と福島学演習のシラバスの記載として、「4. 講義日程及び講義内容」、「7. 他の講義との関連」以外は同様の記載となっている。例えば、「2. 講義の方法等」、「3. 専攻の学習・教育目標との関連」について講義、演習のそれぞれの観点から記載をより明確化するという考えはあるか。
- 福島学は講義が主体で、福島学演習は講義+ディスカッションのほか、シビアアクシデントのシミュレーションコード(RELAP5)を動かし、実際のシビアアクシデントの計算をさせて演習のような形をとるとか、福島第1原子力発電所に行き、現場の方々と議論するとか、フィールド的な内容を注入しながら、また、演習には講義的な「地震」とか「津波」とか広域的なものも入れている。このように、講義と演習等をうまく組み合わせることで教育の効果をしっかり出すというようなカリキュラム設計をしている。

5-7

- ①確認対象箇所: 4. 資料(1)、8頁 中欄一番下のセル/4. 資料(2)、8 頁下から2番目のセル、「5-3シラバス「原子力保全工学」中、5. 教科書、参考書等」の確認事項に示された回答
- ②確認対象箇所に係る評価基準
原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験の認定基準、2. 授業科目及び授業の方法に関する事項(1)授業科目に関する基準
- ③要旨
- シラバスに記載漏れがあったとの回答あり。シラバスに記載もれがあるとのことであれば追加すべきと思うが、回答の添付資料 1-5 のシラバスで追加されていない。
 - それについては、学生が閲覧する東京大学のホームページのシラバスの方に追記しており、平仄を合わせることにする。

5-8

- ①確認対象箇所: 4. 資料(1)、9頁、中欄一番上のセル/4. 資料(2)、8頁、中欄一番下のセル、「5-3シラバス「原子力保全工学」、6. 達成度の評価、成績評価の方法」の確認事項に対し示された回答
- ②確認対象箇所に係る評価基準
原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者 2. 授業科目及び授業の方法に関する事項、(1) 授業科目に関する基準
- ③要旨
- 成績評価については、「資格試験判定」と「大学としての成績評価」の2種類あるとの回答あり。
 - ✓ 「出席率」について
JABEE の指導への対応としてどのような整理になるかについての確認
5-18シラバス「原子炉実習・原子炉管理実習」の6. の回答において、出席率が削除された理由として以下のとおり説明されている。

JABEE の認証では、成績評価は期末試験とレポートで評価することとなっています。これは講義への出席が大前提であることによることです。そのため指摘事項の一つに出席点を含めないこと、という点があることから、これに対応する形で出席点に関する事項は削除しています。

一方、5-13シラバス「技術倫理演習」、5-17シラバス「原子力実験・実習1」、5-19シラバス「原子力実験・実習2」の6. では「全課題への出席」とされている。また、5-7シラバス「原子力保全学」(講義による)では、「期末試験及び出席率」にて達成度と成績を評価するとされている。
JABEE の指導への対応をしているとのことだが、認定課程の評価の方法において、出席率はどのような整理になるのか。
 - JABEE の認証に当たっては大原則があり、期末試験等を実施することによって成績評価が可能な課目については、出席点は加味しないことにしている。原子力専攻の科目でも期末試験により成績評価できるものは出席点を加味していない。また、実習科目とかレポートによって評価できるものについても出席していることが大前提なので、出席点を加味していない。

一方、原子力保全工学については、授業においてグループワークを行い、これに参加しディスカッションの内容を基に評価を行っている科目もある。

科目毎に講義の方法、演習の方法に違いが有り、それぞれの科目の特徴を生かした評価をせざるを得ないとことはあると思う。

- 各科目のシラバスの6. 達成度の評価方法に記載されている事項は、「大学卒業に必要なもの」、「認定に必要なもの」、いずれが記載されているのか。
- 基本的にシラバスは、大学の卒業単位を取得するための評価要件が記載されている。その評価方法と認定の評価方法で加味している項目が違う科目があるので、それについては両方記載されている。

5-9

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、10頁、中欄5-11シラバス「核燃料サイクル工学」/ 4. 資料(2) 13頁、中欄5-7シラバス「核燃料サイクル工学」中、「4. 講義日程及び講義内容」の確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者 2. 授業科目及び授業の方法に関する事項、(1) 授業科目に関する基準

③要旨

- 成型加工については「原子力燃料材料学」において取り扱われているとの回答あり。臨界管理の中で、湿式回収工程はどのように講義しているか？
- 「原子力燃料材料学」においては、いわゆる軽水炉燃料の一般的な領域においての管理を対象としている。液体系の臨界管理については、原子炉物理の方で対象としている。原子炉物理では、液体系であれ材料が決まっていけば解析できるので、JCO の(沈澱槽のジャケットの)水を抜くというような反射体の影響なども教えている。

5-10

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、13頁、5-15シラバス「福島学演習」/ 4. 資料(2)、14頁、5-12シラバス「福島学演習」中、「3. 専攻の学習・教育目標」の確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者 2. 授業科目及び授業の方法に関する事項、(1) 授業科目に関する基準

③要旨

- 当時はわからなかったことや、世界での動きなどの変化を踏まえ、見直しを行った旨回答あり。見直しを行った内容については、本科目の目的達成に必要な項目は含まれているとの回答に関して具体的内容を示すこと。
- 本科目の内容については、当初は関係する教員が集まって講義を設計した。それから数年を経て大体固まってきたが、例えば、地震、津波に関する措置とか、それから福島学の講義を踏まえて社会科学的な観点から福島をどう考えるかなどの演習を行ってきている。また、シビアアクシデントについては原子力安全工学でも学ぶが、最近加わったものでは、シビアアクシデントのシミュレーションコード(RELAP5)を用いて炉心溶融などの事象進展を学ぶ、さらに、最後のリスクについては、汚染水(トリチウム)の海洋放出の問題とか社会

的なリスクも含めて演習を行うような改善を行ってきている。福島学演習については、シラバスが固まってきているところで、その目的はやはり炉主任としては、技術的な理解をするだけではなく社会的な内容を理解するということが極めて重要ということで順次見直しを行ってきている。

5-11

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、14頁、5-16シラバス「リスク認知とコミュニケーション」/ 4. 資料(2)、15頁、5-13シラバス「リスク認知とコミュニケーション」中、「4. 講義日程及び講義内容」の確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者、2. 授業科目及び授業の方法に関する事項(1)授業科目に関する基準

③要旨

- 本シラバスでは、異なる講義・演習における視点に応じて見学先を選んでいる訳ではなく、見学先において、講義・演習で学んだことを現地の見学と現場の方とのコミュニケーションを通じて、定着させることを意図していると回答あり。

一方、5-12シラバス「ヒューマンファクター」(4. 資料(1)、11頁/ 4. 資料(2)、13頁)のでは、以下のように回答している。

「例年、日本原電東海第二、東京電力福島第一・第二を見学先にしております。東日本大震災で被災し、福島第一では、炉心溶融、放射性物質の放出に至っており、講義・演習で学ぶ技術倫理やヒューマンファクター、リスク認知の実例と教訓を得ることを視点にしております。」

✓ 本科目における見学先は、「ヒューマンファクター」とは異なり、講義・演習の視点に応じて適宜選定しているということか。

✓ 令和2年度の具体的見学先を示すこと。

- シラバス毎に別々の見学先と選定しているということではなく、見学先は二つの科目で乗り入れて決めているということになる。リスク認知とヒューマンファクターの視点は異なるので、学生にはそれぞれの視点で学んでもらうということになりうる。

5-12

①確認対象箇所: 「4. 資料(1)、16頁、中欄/ 4. 資料(2)、17頁、中欄」中、「事例研究」の確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者、2. 授業科目及び授業の方法に関する事項、(2)授業の方法に関する基準、○教育効果を十分に上げられる方法により授業が行われるよう適切に配慮されていること

③要旨

- 評価基準では、「演習、事例研究その他対象授業科目に関する教育効果への配慮」が求められている。令和2年12月に提出された申請書では、(本文13頁、「(2)授業の方法に関する基準」として、「演習」については計画やシラバスにおいて実習の方法等が記載されている。一方、『事例研究』の具体事例については記載されていない。評価基準への適合性確認上、今回、回答のあった内容については、申請書に記載すること。

5-13

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、18頁、中欄一番上のセル/4. 資料(2)、17頁、中欄中、「3. 成績評価基準に関する事項」の確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者、3. 成績評価基準に関する事項、(1)評価の方法に関する基準、①対象授業科目毎に評価の視点及び基準を明確にしていること

③要旨

- 認定基準3. (1)①対象授業科目毎に評価の視点及び基準を明確にしていることについて、申請書本文に記載があり。評価基準との関係でいうと、評価の視点というのは何になるのか。
- 評価の視点というか、どのような手段をもって評価をするのかということであれば、認定科目に対しては期末試験でということになる。また、期末試験でどの程度のレベルを求めるかという観点では、国家試験合格相当の得点をとるとということになる。

5-14

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、18頁、右欄一番下のセル/4. 資料(2)、19頁、右欄下から2目のセルに示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者 3. 成績評価基準に関する事項、(2)評価の体制に関する基準、○対象授業科目毎の評価の仕組み

③要旨

- 科目間の関連の程度についてはシラバスの作成時に整理がなされている旨の回答あり。また、各科目のとりまとめ教員により、期末試験点(素点)が報告され、これに基づいて判定を行い、認定委員会にて換算を行うことはないという回答あり。
シラバス作成時に「『科目間の関連の程度』」について、
 - ✓ どのように考慮し
 - ✓ それを関係者が合意する(妥当性を確認する)ための仕組みを説明すること。
 - ✓ また、令和2年度の実績として、回答に記載された「シラバス作成時に整理した」結果の例を示すこと。
- 「期末試験点(素点)に基づいて判定を行い、認定委員会で換算を行うことはない。」との説明は、原子力専攻における期末試験等が炉主任筆記試験と同程度の難易度ということを、原子力専攻教育会議(認定委員会を含む)で確認しているためという理解で良いか。
- シラバスの作成時における科目間の関連の程度の整理については、科目間の相関図を作成し、ある基礎科目についてそれを発展させて違う科目に展開するなどについて整理している。

また、認定委員会での換算はしていない。これは、科目の取りまとめ教員が、原子炉主任技術者ないし核燃料取扱主任者の該当科目の難易度を把握した上で、期末試験問題を作り、素点(期末試験の点数)を使って判定を行っている。優良可やABCを使った判定ではなく、素点を使って判定をしている。

シラバス作成時に整理した例としては、科目の発展性を整理したもので、JABEE が求め

ている技術士のコンピテンシーに基づいて整理をしたものがある。同コンピテンシーは、全部で6つ、①基礎学理、②高度の専門知識と応用、③複合的問題の分析と課題解決、④継続的研鑽、⑤社会人間関係スキル、⑥技術倫理というように項目が分かれている。原子力専攻の科目も、それぞれどの科目がどの領域に該当するかということを整理している。

- 説明のあった内容については、科目の関連に関する説明の例として申請書に添付するよう検討のこと。

5-15

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、20頁、右蘭下のセル／4. 資料(2)、21頁、右欄下のセルの確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者、4. 教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項(2)評価の項目等に関する基準

③要旨

- 証明書の交付を受けた者全体の質に関し、資格認定委員会に出席した教員により、個々の学生の質が主任者に適切であるかどうかの判定をする旨回答あり。
本項は、評価基準にあるとおり「教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項」に係るものとして掲げられた事項の一つであり、教育研究活動の妥当性を評価するという趣旨との理解。このような趣旨から回答のこと。
- 専攻の評価に関しては、先ず、運営諮問会議(年1回)による第三者評価を受けている。また、JABEE および原子力規制委員会による認定確認を受けてきている。自己評価としては、教育会議にて自らの教育と質について評している。
- 認定課程に係る自ら行う点検及び評価の仕組みについては理解した。

5-16

①確認対象箇所: 4. 資料(1)、21頁、中欄一番上のセルの確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

原子炉主任技術者 4. 教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、(2)評価の項目等に関する基準、②評価に当たっては、教員及び学生の要望を考慮していること

③要旨

- 原子炉主任者試験一次試験に合格した者210名について、「何年度末までの全修了者数(何名)の内数となるか」を併せて提示すること。
- 毎年度の合格者の推移等については、ある程度遡って数字を把握しているので、提示する。
- 念のため、分母と分子、例えば、分子が原子炉主任技術者の場合だと210名、分母は全体として何名か、JABEE への提出では2020年3月で220名という数字があり、自己評価では2019年6月28日段階で180名という数字があった。
母数を確定するためそれらの数字を提示すること

5-17

①確認対象箇所: 4. 資料(2)、21頁、右欄一番下のセルの確認事項に対して示された回答

②確認対象箇所に係る評価基準

核燃料取扱主任者 4. 教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、
(2)評価の項目等に関する基準、②評価に当たっては、教員及び学生の要望を考慮していること

③要旨

- 本項に対する回答が、原子炉主任技術者の人数となっている。核燃料取扱主任者の人数を提示のこと。その際、試験合格者数は「何年度末までの全修了者数(何名)の内数となるか」について併せて提示すること。
- 核燃料取扱主任者の人数に修正する。また、毎年度の合格者の推移等については、ある程度遡って数字を把握しているので、提示する。

6. その他

4. 資料(3)の別添の「核燃料取扱主任者の課程認定に係る確認申請書」中の記載の意味合いの確認については、記載の理解で良い旨の回答を受けた。

以上